

# 鳥取縣公報

## 告 示

◇鳥取縣告示第四百七十七号

鳥取県家畜人工授精講習会規程を次のように定める。

昭和二十六年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県家畜人工授精講習会規程

(通則)

第一條 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号以下「法」という。)第十六條第二項第二号の規定により知事の行う講習会は、この規定の定めるところによる。

(講習会の開催)

第二條 家畜人工授精講習会(以下「講習会」という。)の開催場所、期間、その他講習会について、必要な事

昭和二十六年十月二十三日  
第二千二百五十五号

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

項は、そのつど県公報により告示する。  
(講習科目)

第三條 講習会において、課すべき科目及びその時間数は、次のとおりとする。

一、学 科

目 科 門 專	目 科 般 一	科 目	時 間 数
繁殖生理 昆虫生理 種付の理論 人工授精	生殖器官解剖 繁殖生理 昆虫生理 種付の理論 人工授精	家畜改良と登録 胎生遺傳概論 消 毒 器具機械 関係法規	二時間 二時間 三時間 二時間 三時間

01017

二、実習	科 目	時 間 数
	生殖器解剖	二時間
	発情鑑定	三時間
	精液精虫検査法	五時間
	人工授精	一二時間

(定員)

第四條 講習会における受講者の定員は五十名とする。但し必要に応じ定員数の増減を行うことができる。

(受講資格)

第五條 講習会の受講者は法第十七條の規定に該当しない者でなければならない。

(受講手続)

第六條 講習を受けようとする者は、別記第一号様式による受講願書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一、戸籍謄本又は戸籍抄本
- 二、履歷書

(受講者の決定)

第七條 知事は講習を受けようとする者が第四條の定員を著しく超過するときは受講願書の受付順に従つて受講者を決定する。

2 知事は、受講者を決定したときは、その旨を本人に通知する。

(物件の貸与及び弁償)

第八條 知事は、受講者に対しては、講習会の期間中講習に必要と認められる物件を貸与する。

2 知事は受講者が前項の物件を故意又は重大な過失によつて亡失又はき損したときは、現品又は相当代価で弁償させることができる。

(受講させない場合)

第九條 知事は受講者が講習の秩序を乱す場合には講習を受けさせないことができる。

(修業試験)

第十條 法第十六條第二項第二号及び同法施行規則第二十四條の規定による修業試験(以下「試験」という。)

01018

は知事が任命した試験委員により第三條の学科及び実習について行い学科については筆記及び口述の方法により行う。

- 2 試験は講習会終了のつど施行する。
- 3 試験は科目平均五十点以上をもつて合格とする。
- 4 知事は試験に合格した者に対しては別記第二号様式による修業試験合格証明書を交付する。

(不正受験者の処分)

第十一條 知事は不正な手段により前條の試験を受け若しくは、受けようとした者に対しては、その試験を停止し又はその合格を取り消すことができる。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

第一号様式

家畜人工授精講習会受講願書

貴県で何月何日から開催される家畜人工授精講習会の講習を受けたいので鳥取県家畜人工授精講習会規程第六條第一項に掲げる書類を添えてお願いする。

年 月 日

現住所

氏名 (ふりがな) 名 姓

鳥取県知事殿

第二号様式

修業試験合格証明書

鳥取県

氏名

右の者左記の講習会の修業試験に合格したことを証明する。

一、講習会の名称 鳥取県家畜人工授精講習会

一、人工授精を行う家畜の種類別

一、講習会場所

一、講習期間 昭和年月日から 昭和年月日まで

昭和 年 月 日 鳥取県知事 西 尾 愛 治 印

鳥取縣告示第四百七十八号

造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)第七條の規定により次の通り造林計画を定めた。

昭和二十六年十月二十三日

鳥取県知事

西尾愛治

号番	伐採跡地等の所在	地目	地価	植栽樹種	植栽完了期限	他の目的に使用される場合の調整事項		備考
						住	所有者氏名住所氏名	
1	岩美郡津ノ井村大字紙子谷字門上谷一二八ノ一	山林	四五〇円	ヘゼ 檜	昭和二十八年二月一日	岩美郡津ノ井村大字紙子谷七三	福田 武雄	植栽面積 三反歩
2	谷三三九	称宜谷字柿内	四八二	松、クヌギ、クリ	"	"	"	四反四畝歩
1	八頭郡池田村大字吉川字小坂一、四五九	"	一八〇	杉	"	八頭郡池田村大字吉川	大塚 亀吉	八反歩
2	谷一、一五二	小船字クツギ	二七〇	"	"	大野	小椋 富男	二反歩
3	三六六ノ一九	中原字大宝一畑	七〇	"	"	"	"	"
4	谷一、一四九ノ五	小船字クツギ原野	九〇	"	"	若桜町若桜	熊田 甚一	四反歩

5	九八四ノ六	中原字奥若浪	四二	"	"	池田村大字中原	池田村農業協同組合	一町二反歩
6	一、二二五	吉川字カゲ山	二四〇	"	"	吉川	田中 藤六	五反歩
7	谷一、一三五	中原字上みの	八一	"	"	中原	永原 進	"
8	谷二七二ノ一二	落折字血ノ道	一四一	"	"	鳥取市東町	上田武三郎	一町歩
9	七〇ノ一六	カン町二	四五	"	"	八頭郡池田村大字落折	平家多美衛 外一	一町五反歩
10	七四ノ三	三ツ竜二	一三五	"	"	鳥取市東町	上田武三郎	八反歩
11	尾三九三	岩尾羅字西米	一九二	"	"	"	吉田 長六	四反歩
12	二八四	落折字上へ山	四五	"	"	八頭郡池田村大字落折	平家 守雄	七反歩
13	九二	オノ元二	一三八	"	"	鳥取市東町	上田武三郎	三反歩
14	二七七ノ一五〇	トノダイ	六六	"	"	岩美郡津ノ井大字紙子谷	福田 幸一	九反歩
15	谷一、三三四	吉川字江ナシ	一五三	"	"	八頭郡池田村大字吉川	田中 藤六	八反歩
16	一三一九ノ一	中原字木地屋原野	"	"	"	"	池田村	八町歩





